



Title	新規就農者の就農プロセスに関する事例研究
Author(s)	甫尔加甫; 黒河, 功
Citation	農業経営研究, 28, 99-113
Issue Date	2002-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36580
Type	departmental bulletin paper
File Information	28_99-114.pdf



新規就農者の就農プロセスに関する事例研究

甫尔加甫・黒河 功

1. はじめに
2. 新規就農予定者に対する地域対応
 - 1) 地域の新規就農予定者対応
 - 2) 新規就農予定者の就農プロセス
3. 新規就農予定者の見習研修
 - 1) 新規就農予定者の研修指導基盤
 - 2) 新規就農予定者の見習研修
4. 新規就農予定者の自立研修
 - 1) 農作業遂行管理
 - 2) 営農管理
5. むすび

1. はじめに

中山間農業地域は、相変わらず人口減少率・高齢者率・耕作放棄地割合が高く、一層農業的条件に恵まれないため、農業政策の最重点対策地域として注目され続けてきていることは周知のとおりである。とりわけ、農業後継者の不足が深刻さを増し、これは耕作放棄地を急増させ農地流動化を妨げる重要な要因の一つとなっている。

従来から、中山間地域の農業後継者確保は事実上農家長男の後継や次男のUターンに重点が置かれた。しかし、このような形の後継者確保状況は次第に変化し、多様な後継者が現れ、それが平地農村地域という条件有利地域から中山間農村地域という条件不利地域へと波及しつつある。例えば、それは非農家出身者が農業に参入するというケースで、従来の農家後継とは異なる条件のもとでの就農者であり、彼等は一般に新規就農者と言われている。新規就農者の多くは、農業を一つの産業として認識し、農業という職業の特質を充分理解し、さらにこの職業に

対する責任を負うために大自然に足を踏み入れたものと考えられるが、それは即ち一人前の農業経営者に（変身）成長したことを意味するものではない。そのために、新規就農者はまず農作業の（遂行管理）実践から、生産資材の調達、農作物の販売、資金管理（経営資金の調達管理）、資産の運営と保全（という）等々、農業経営における一連の技法を身につけなければならない。このような技法を取得するためには少なくとも数年以上かかることは言うまでもない。

以上の基本認識から、本研究は中山間地域に進出しつつある新規就農者の就農プロセスの実態と問題点を明らかにすることを本旨とする。研究手法はこのことのもつ実践的意義から「事例研究」として接近する。事例対象者は中山間地域の一つである小平町に新規就農するために、現在農作業の研修を実施中の新規就農予定者である。なお、本研究において、「新規就農者」は新規就農のための研修プロセスを終え地域の農家認定を受けたものとし、研修期間中のものを「新規就農予定者」と定義する。

2. 新規就農予定者に対する地域対応

1) 地域の新規就農予定者対応

当地域ではこれまで海外からの農業研修生の受け入れがあり、農協と農業後継者協議会（註1）が対応していたが、農家認定を受けた非農家出身の新規就農者はもちろんのこと、新規就農を志願した日本国内の農業研修生もいなかった。平成12年度に初めて、当地域で就農を希望する数カップルの「新規就農志願者」が現れた。これを契機に町内関係機関は新規就農志願者に対する対応方策の樹立を迫られることとなった。この潜在的要請に対応すべく、農家認定を受けた新規就農支援、新規就農のための農作業研修支援、農業技術習得のための国内外農業研修生支援等を一括して対応していく地域ぐるみの組織形成が必須となったのである。

このような状況の中で設立されたのが図1に示した支援システムである。このシステムは町役場・農協・農委・普及センター等の公的機関に加え、地区営農集団・地区生産利用組合・作物別生産部会等の農民組織によって構成され、その長は「農業団体長会議」（註2）を組織し、システムの中核に新規就農者・新規就農予定者・国内外農業研修生といった支援対象者を置いたことである。このような地域支援システムにおける各構成機関はそれぞれがもつ固有の職能をもって支援対象者を支援するのは言うまでもないが、新たに「新規就農者対応委員会」及び「農作業指導グループ」が設置され、支援システムは全地域あがりの総合的な支

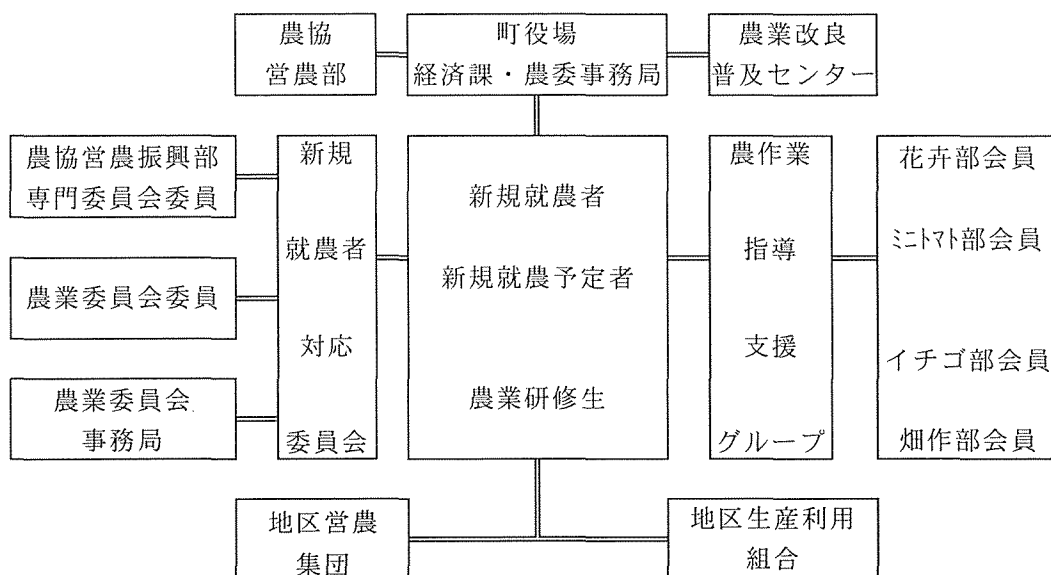


図1 地域の新規就農予定者支援および対応システム

（資料）実態調査資料より作成。

援システムとなったことである。

農協組合長は全面的な営農支援や指導体制の調整を行い、町長をはじめとする行政側は支援対象者の受け入れ体制や財源手当ての確保と国の事業と関連する補助政策の指導調整にあり、農業改良普及センター長は政策的支援や総合的な営農技術指導を担うとともに、所属専門職員をして「新規就農者対応委員会」及び「農作業指導支援グループ」に参加させる責をもつ。

「新規就農者対応委員会」は農協営農振興部専門委員会の派遣委員と農業委員会の派遣委員および農業委員会事務局担当係長で構成される。この組織は新規就農者の居住地と就農研修先の選別、研修期間中の営農計画の査定、新規就農者としての「農家認定」、将来に向けた就農地区の選別をすることである。

「農作業指導支援グループ」は各生産部会の派遣部会員から組織される。この組織は主として新規就農者の将来の営農形態を把握し、それに即して指導を実施するアドバイザーを任命し派遣することである。アドバイザーは新規就農予定者を含めた農作業技術研修生に対して定期的な巡回指導を行なうが、要請があった場合も出向いて指導を行なう場合もある。アドバイザー達の指導内容は得意とする作物を対象に、土づくりから農作業の管理、そして作物の収穫・出荷や畑の越冬管理までである。

新規就農予定者が農業研修を終え、「農家認定」を受け特定の地区に就農定住した場合、当該の地区営農集団や生産利用組合が「認定農家：新規就農者」の受け皿として対応することになる。地区営農集団長は転作配分や政策情勢に関連する

指導支援を行い、生産利用組合長は畑の管理改良に関連する指導を行なうものである。

このように小平町における新規就農者に対する地域あげての手厚い支援体制が整備されたのである。

2) 新規就農予定者の就農プロセス

新規就農者を受け入れのプロセスの第一は行政サイドの手続きであり、第二は具体的な農業研修である。

行政サイドの手続きについては、小平町では新規就農者を受け入れるための規則として、平成 12 年度に「小平町新規就農者招致特別措置要綱」を制定している。この要綱に基づく就農プロセス：手続きは以下の通りである。

- ① 応募資格：新規就農志願者は 22 歳以上 40 歳未満のもので、2 ha 以上の営農計画を有するものである。
- ② 新規就農予定者登録承認申請：新規就農志願者は自立して農業経営をするまでの間、農業経営技術実習をしなければならないため、要綱の規定に従って新規就農予定者承認登録申請をしなければならない。この申請は地域の「農業団体長会議」の審査を受け、承認され次第、前述の「新規就農者対応委員会」の監督のもとで農業経営技術実習を行なうことになる。
- ③ 新規就農者認定申請：新規就農志願者は一定期間の農業経営技術実習を経て、農業経営をはじめようとする場合、再び要綱の規定に従って新規就農者認定申請を提出する。
- ④「新規就農予定者研修」：認定申請は地域の農業団体長会議の審査認定を得て、初めて独立して農業経営を始めることになるが、「新規就農予定者」という就農研修期間を経なければならない。
- ⑤ 「新規就農者」：「新規就農予定者研修」を終えた段階で文字通り農業経営者として活動することとなる。

以下、本稿では「新規就農予定者」として平成 12 年度から新規就農研修を開始している N 氏（32 歳）を事例に、就農プロセスの実態を明らかにする。N 氏は夫婦二人で新規就農研修を実施中であるが、その就農研修の経緯を示したのが表 1 である。

表1 新規就農予定者の就農段取年表

1年目：見習研修期間（平成12年度）	
就農段取り	備考
新規就農希望調書受理	社団法人北海道担い手育成センター
新規就農希望者面接	町農業委員会担当者
新規就農予定者承認登録申請	招致特別要綱書式より
新規就農予定者承認登録申請決定通知	招致特別要綱書式より
居宅確保	町財政課
研修手当・住宅手当・機械研修手当予算措置	町議会
就農研修先確保	新規就農者対応検討委員会
就農計画書の作成・提出	北海道へ
就農計画書の認定	北海道から
営農実習支援助成申請	招致特別要綱書式より
就農研修開始	農家にて
就農研修資金借入	北海道へ
機械等研修受講開始	農業大学校
冬期間の就労の場確保	新規就農者対応検討委員会
2年目：自立研修期間（平成13年度）	
研修手当・住宅手当・機械研修手当予算措置	町議会
就農自立研修先確保	新規就農者対応検討委員会
就農自立研修計画作成提出	本人
営農実習支援助成申請	招致特別要綱書式より
就農自立研修開始	試験圃場設置条例
新規就農地選定協議開始	新規就農者対応検討委員会
冬期間の就労場確保	新規就農者対応検討委員会
新規就農地・居住地確保	新規就農者対応検討委員会
農地賃貸借等検討開始	新規就農者対応検討委員会
3年目：独立研修期間（平成14年度）	
研修手当・住宅手当・機械研修手当予算措置	町議会
就農独立研修先確保	町営試験圃場
就農独立研修計画作成提出	新規就農者対応検討委員会
営農実習支援助成申請	招致特別要綱書式より
就農独立研修開始	町営試験圃場
就農予定地改良実施	地区営農集団・生産利用組合
4年目：独立就農開始（平成15年度）	
新規就農経営自立安定補助金交付	町議会
新規営農開始	新規就農者対応検討委員会

（資料）小平町新規就農者関係綴より作成（平成12年度～）

註）備考欄は新規就農予定者が何らかの形でお世話になる団体である。

小平町の新規就農研修者の研修期間は原則として2年、そして2年目の秋から3年目の冬にかけて新規就農者認定を受け、3年目の春から独立経営を開始することとなっている。研修内容は初年度農家庭先での見習い研修を実施し、次年度は小平町営試験圃場での自立研修である。N氏の研修年表からわかることは初年度である平成12年度の農家見習い研修を終え、平成13年度に小平町営試験圃場

での自立研修を済ませているが、さらに平成 14 年度も同試験圃場で独立研修を実施する予定である。したがって最終的な独立就農認定を受けての営農開始は平成 15 年度に延びることになったのである。

元々、N氏は平成 14 年の春から独立営農を希望していたが、一つには選定された就農地区での離農跡地農地を取得し得たものの、①前農地所有者が農地内に今なお居住していること、②当該農地は長年不耕作であったため土地改良が必要、という問題があったこと、今ひとつはN氏の平成 13 年度の町営試験圃場での自立研修について新規就農者対応委員会が、もう一年独立に向けた最終仕上げ研修を続けるべきという評価があったこと、が延期の理由である。したがって、N氏は平成 14 年度春から独立研修を続けながら、就農地区の土地改良を行い、秋から翌年冬にかけて「新規就農者認定申請」を提出し、農業団体長会議の認定を受ける予定である。

なお、新規就農者に対する国や地方自治体の優遇措置（註 3）は従来どおりであるが、新規就農者研修期間中における小平町行政側の単独優遇措置（註 4）は、表 1 に示した研修手当と住宅手当等であり、これは道から支払われる就農研修資金と就農準備資金（註 5）と別途である。そして、2 年目の自立研修と 3 年目の独立研修に必要な生産資材は無料であり、これらの費用は町の予算から支出される。

3. 新規就農予定者の見習研修

1) 新規就農予定者の研修指導基盤

一般に新規就農予定者の多くは畜産経営（酪農・肉牛）を目指すようであるが、小平町の場合は酪農がなく、わずかの肉牛生産農家があるだけで、殆どの農家は水田農家であり、転作制度が始まってから施設野菜栽培農家が増えてきたという状況である。したがって、新規就農者が本地域に就農するためには水田農家、または施設野菜農家として就農するしかない。幸にも今まで新規就農を目指して来町した者の殆どが「施設野菜経営」志向で合致したものの、残念ながら具体的な経営像は必ずしも描き出されていなかった。このような状況を踏まえながら、新規就農者対応委員会事務局は新規就農予定者に対する丹念な営農希望面接を行なうことが求められる。そこで地域の実態と経営形態を紹介し、作物の種類と収益性、将来性といった基礎的情報を提示するよう努めた。このような状況の中で、N氏が提示した研修作物は、ミニトマト・イチゴをメインにし、スイートコーン・馬鈴薯も合わせて研修したいということであった。つまり、N氏は将来的に「施

設野菜+畑作」という経営形態を描いていることである。したがって、N氏にとってはこれらの作付け構成をとっている農家で研修を受けることが妥当であった。

「新規就農者対応委員会」では町内でミニトマト・イチゴを栽培している農家を検索したが、該当農家は表2に示した8戸に過ぎず、N氏の要求に見合う農家は極めて少ないというのが実態である。小平町農家の平均経営面積は8haであるが、該当農家の規模はこれをはるかに上回る比較的大規模経営農家が4戸、平均並みが4戸と相半ばしている。また、ミニトマトとイチゴを同時に栽培する農家はいないことが判明した。その理由として、労働雇用状況に恵まれないことから、両作物とも稲作と労働競合を起こすからである。さらに3番、5番、6番、8番農家はN氏が要求する馬鈴薯もスイートコーンも栽培していないため、指導

表2 指導候補者農家平成12年度生産作物構成表（単位：a）

農家番号	経営面積	水田	大豆	そば	花卉	メロン	馬鈴薯	スイートコーン	ミニトマト	イチゴ
1	1375	953	256	46	57	21		29	5.4	
2	1534	1049	215	52	15	52		16	5.4	
3	883	750	55	24		33			5.4	
4	824	567	40			150	26	60	5.4	
5	712	548	128			37				8.1
6	1809	1432				10				7.6
7	892	633	8.5			40		48		8.1
8	1263	841	156		25	21				5.4

（資料）平成12年度転作作物集計表より作成。

註）上記作物合計以外の経営面積は地力作物に割り当てられている。

農家としての条件を満たさないことになる。

また、4番農家と7番農家は状況が急であったことから事前の心理的準備がなかったため、指導農家として依頼することに無理があった。結局、1番と2番農家に制限され、N氏は地域的にも評判の高い1番農家を選んだ。したがって、表2からわかることは、施設野菜栽培に畑作農家をを目指す新規就農予定者の希望を十全に叶え得る指導農家基盤はごく限られているのが小平町農業の現実であるということである。

2）新規就農予定者の見習研修

このような状況の中で、N氏は1番農家の指導のもとで平成12年度春から就農見習研修をはじめることになるが、N氏に30mのミニトマト実験栽培ハウスが提供された。N氏はこの栽培管理作業を指導農家の指示に従って実施しながら、ほかの農作業見習研修をも実施しなければならない。そして見習研修実態を把握するために研修日報を作成した。この日報に本人がすべての研修・見学内容と感想を記録し、定期的に新規就農者対応委員会事務局に提出するのである。この記

録は当然ながら将来の農家認定の判断材料として保管されるものである。日報記録によれば、N氏は指導農家のすべての作業に参加し、さらに周辺農家特にイチゴや馬鈴薯栽培農家の作業見習研修や見学を実施している。

表3にN氏の研修過程における感想記録の主要部分を示した。これはN氏の初期的な経営管理能力・農作業遂行能力の成長度合を把握するための手がかりに過ぎないものの、大筋でおよそ次のように解釈できる。即ち4月の段階において、農作業は実は自分の体調と天候との闘いを要する難しい職業であることを実感していると考えるが、もっと重要な発見は農作業の計画管理の必要性和作業ごとにコツがある点を発見したことである。これは農業経営における農作業遂行過程の重要なポイントであり、N氏は基本的な原則を発見し、その取得に向けて確実な研修意欲を示していると考えられる。これを裏付ける感想として、5月5日と9日さらに6月3日の感想は重要であり、各管理作業の実施や管理機械の使用に自信を示しており、特に6月26日自分が管理しているミニトマトを収穫することによって、自分の研修に自分なりの自信を重ねたに違いない。さらにこれを裏付ける重要な感想を10月4日の感想で見ることが出来る。これらを通しN氏は農業経営における初期的な農作業遂行能力を十分に体現したと認められるのである。

4. 新規就農予定者の自立研修

1) 農作業遂行管理

このようにして、N氏は1年目の農家指導による見習研修を終え、2年目の平成13年度からは小平町営試験圃場での自立研修をはじめることになった。この研修は農家指導によって得られた農作業遂行管理能力をもって、自分自身の独自の采配でどこまで実践出来るかである。勿論、N氏は自分の意思によって作成した営農計画を「新規就農者対応委員会」に提示し、それを夫婦二人の労働力で成し遂げることである。その営農計画によれば、N氏の作物栽培構成はミニトマトハウス2棟(50m*6.4m)、イチゴハウス2棟(50m*6.4m)、スイートコーン50a、馬鈴薯80aという構成である。

表3 新規就農予定者の農家見習研修感想録表

日付	研修感想
4月9日	指導農家の指導があるにもかかわらず、農作業が難しいこと
4月10日	ハウス部材の組み立てが奇妙
4月12日	作物のことを念頭においた作業の計画計算が必要
4月14日	ハウス部材の名称を覚えるためにメモが必要
4月17日	畑にまんべんなく肥料播きが難しい
4月19日	作業ごとにタイミングがあること
4月22日	稲の全自動播種機のパフォーマンスにびっくり
4月23日	体の不調を感じる
4月24日	天候不良が続くと作業がしずらくなってくるうこと
4月25日	どんな作業にもコツがあること
5月5日	作業回数が繰り返されることによって自分なりのやり方を編み出すこと
5月9日	農家によって作業のやり方が微妙に違うこと
5月10日	植物の成長の仕方によって作業準備がかなり違うこと
5月11日	ハウス灌水一人でやれるようになったこと
5月13日	作物ごとのハウス準備と作業強度が違うこと
5月16日	水田畑の機械肥料播きを覚えた
5月17日	植物の性質に合わせてハウスの環境作りが大切
5月25日	稲の田植え機を間近で初めて見る
5月27日	トラクターの運転になれてきたこと
6月3日	反復練習の効果があって、作業実施が早くなったこと
6月5日	初めてメロンとミニトマトの病気を発見
6月10日	疲労がなかなか抜けない
6月22日	ミニトマト農家見学、その育て方にそれぞれ違いがあること
6月26日	引き受けた30mハウスのミニトマトを初収穫、欲が出てきた
6月27日	病気予防にハウスの湿気対策が難しい
6月28日	周辺ハウス農家見学、どれも手間がかかるように感じる
7月6日	JA苦前でミニトマト慣らし会に参加、考えさせられることが多かった
7月8日	指導農家のハウス組み立て終了、ハウス組み立てに自信あり
7月13日	小平町野菜部会の町外研修に参加、多めに勉強できた
8月11日	商品の将来付加価値見込んだトマトジュース作りに参加
8月17日	ミニトマト誘引のやり直しによる管理作業の重要さを感じる
8月25日	土壌分析結果による追肥管理を覚える
8月29日	着果具合を把握しながら追肥管理を行なうことを覚える
8月30日	追肥管理による樹勢と着果具合の回復を確認する
9月22日	管理機械の修理整備を覚える
9月26日	出荷場での農家と情報交換することが大切
10月4日	来年の研修に自信あり、今後の作業切り上げについて勉強すること
10月7日	冷え込みが激しいため、霜対策が重要
10月10日	大型機械の使用管理に講習受ける
10月16日	中札内村の新規就農者の体験談を聞き、同じ問題で苦労していることをわかる
10月21日	越冬のためのハウス解体やビニールの片付けと保管方法を覚える

(資料) 小平町平成12年度新規就農予定者研修日報より作成。

ミニトマトはキョロル7という品種で、3月中旬から育苗を開始し、5月上旬

に定植，その後の管理作業を投げ，収穫は7月上旬から10月下旬まで続く。

イチゴはナツンコという品種で，6月中旬に定植し，その後の管理作業が続け，収穫は9月中旬から始まり11月中旬まで続く。

スイートコーンはマーガレットという品種で，定植作業は農協委託により，数回の防除管理作業の後，収穫は7月下旬から数回に渡って実施するのである。

馬鈴薯は男爵という品種で，5月上旬に種まきし，その後数回防除除草管理を行い，9月中旬に数回に分けて収穫を行なう。

上述の作物の栽培管理はほとんど夫婦二人の労働で実施されるが，生産資材や機械類と土地は町から提供される一方，作物ごとにアドバイザーの指導を受けなければならない。そして試験圃場に対して作業日報と生産資材使用日報を提出しなければならない。

この作業日報から，N氏の作物別月別労働時間を集計したのが表4である。なお，表4に示した労働時間の計算基準は一日8時間の月25日間という計算であるが，実際にN氏夫婦の労働時間は一日8時間以上という日数がほとんどである。結果的に8月のスイートコーンと9月の馬鈴薯収穫の際に若干の雇用労働を利用しただけである。

表4 新規就農予定者N氏の月別労働時間集計表（単位：時間）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	年間合計
ハウスイチゴ		96.5	156	77.5	97.5	105.3	377.3	145	1055.1
ミニトマト	12.5	343.5	164	299.7	244.5	243.6	90	33.5	1431.3
スイートコーン	4	11	40	33	62	136	10		296
馬鈴薯	14.5	48.5	52.5	21	16	296			448.5
労働時間合計	31	499.5	412.5	431.5	420	780.9	477.3	178.5	3231.2
必要労働人数	0.2	2.5	2.1	2.2	2.1	3.9	2.4	0.9	16.2

（資料）試験圃場労働日報より集計計算。

註）必要労働人数は一日8時間労働で，月25日間働いたという前提の計算である。

農作業の遂行管理という観点からいえば，ミニトマトとイチゴの栽培管理作業には極めて大きな重みを置いたものの，ミニトマトの土壌養分検査のタイミングを把握できずミニトマトの着果に影響が出たこと，定植の際に葉に日焼け起こしたため，その後の生育にも大きな影響を及ぼしたことが，誘引方式に戸惑って収穫作業にも妨害を起こしたことが反省点として挙げられた。さらに生産資材の供給問題として，イチゴ苗の供給が適期を逸し，定植の遅れがイチゴの収穫初期の収量実績に大きな影響を及ぼしたことが指摘される。

スイートコーンに関しては，肥料散布の不均一による生育ムラを起こし，単収水準に影響を及ぼしたと見られる。さらに防除方法の間違いでアブラムシ被害を受け，収穫作業・出荷作業に極めて多くの労働投入を余儀なくされることとなっ

た。

馬鈴薯では、防除作業の失敗があつて疫病被害が出たこと、除草作業が追い着かず雑草被害を受け、収穫直前の雑草払い作業にも労苦を強いられることとなった。

このように、初年度という結果からみれば、N氏の「労働力の適正配分能力」・「農作業の実施計画管理能力」・「農作業遂行実績」は一定の評価が与えられるものの、次年度の独立研修期間においては、上記のような問題を繰り返すことは許されないことであろうと考える。

2) 営農管理

ここではN氏の営農管理能力を知る手がかりとして、生産物の生産と販売実績を吟味する。まず、単収（10 a 当り収量）についてであるが、スイートコーンの単収は小平町の基準単収のおよそ半分の 400kg に止まった。これは前述したように肥料ムラとアブラムシ被害が甚大であつたことに由来している。馬鈴薯は前述したように防除乱れや雑草被害があつたものの、基準単収を 630kg 上回る 2330kg を記録した。

ミニトマトの単収については、町内 4 農家の実績と合わせ表 5 に示した。なお、この農家番号は表 2 の農家番号と一致している。3・4 番農家の単収が標準的な実績で出荷量はおよそ 5 t である。N氏の見習研修指導農家でもある 1 番農家は、労働力雇用の不都合により完璧な収穫が出来なかったという事情があつて 3 t の最低水準を余儀なくされている。この 3 戸の平均は 4.3 t である。これに比し N 氏の単収は 3.5 t で、3 農家平均の 80%、標準的な 3・4 番農家の 70% 水準に止まっている。なお、全町の基準反収水準は 3・4 番農家と一致している。

表 5 平成13年度ミニトマト生産者の単位面積当たり出荷量

(単位: kg/10a)

生産者番号	7月	8月	9月	10月	平均
1	593.5	1514.4	847.8	67.8	755.9
3	1365.2	1899.4	1403.9	331.8	1250.1
4	932.2	2360.7	1298.5	410.0	1250.4
平均	963.6	1924.8	1183.4	269.9	1085.5
新規就農予定者N氏	1045.4	1236.3	939.1	270.4	872.9

(資料) 各農家の月別出荷集計表より作成。

イチゴ単収についても町内4農家の実績と合わせ表6に示した。4戸の平均単収は月別には農家間に変動があるものの、合計平均はおおよそ3,600パックで差は小さい。N氏の平均単収は10月に限って農家平均をわずかに上回ったものの、9・

表6 平成13年度イチゴ生産者の単位面積当たり出荷量

(単位：パック/10a)

生産者番号	9月	10月	11月	平均
5	1188	1572	733	1164
6	783	1794	1086	1221
7	1059	1769	622	1150
8	2004	1408	333	1248
平均	1259	1636	694	1196
新規就農予定者N氏	224	1752	289	755

(資料) 各農家の月別出荷集計表より作成。

11月の平均単収が大きく落ち込み、合計収量は約2,300パックに止まり、4農家平均の65%水準、小平町の基準単収の4割相当という致命的な低収であった。

次いで販売実績を表7により検討したい。同表はN氏の営農部門を独立採算単位とみなして擬制的に試算したものである。収入額は販売実績値、支出は生産資

表7 新規就農予定者の平成13年度販売実績と所得(単位：円)

作物名	収入	支出	所得	基準所得	所得差額
スイートコーン	514,654	342,791	171,863	240,000	-68,137
馬鈴薯	992,231	717,814	274,417	416,000	-141,583
ミニトマト	1,470,068	1,233,715	236,353	888,000	-651,647
イチゴ	708,500	444,339	264,161	1,200,000	-935,839
合計	3,685,453	2,738,659	946,794	2,744,000	-1,797,206

(資料) 小平町営試験圃場収支計算表より作成。

材等の物財費、その差額である所得は総額95万円で、大約すれば馬鈴薯・イチゴ・ミニトマトがほぼ27%前後、スイートコーン18%の構成である。

基準所得はN氏が小平町の基準単収を確保できたと仮定しての擬制所得で、総額274万円と試算される。所得差額はN氏の所得と基準所得の差引値で、所得総額より180万円も少ない。作物別では特にイチゴとミニトマトの所得格差が極立って大きい。

この要因を概括すると、スイートコーンの場合はアブラムシ被害による単収の極端な低下であり、馬鈴薯は基準単収を上回ったものの、質的に特に出荷価格の高い食用玉が少なく、原料加工にランクされる低価格玉が多かったためである。ミニトマトとイチゴの場合はなんと言っても単収の問題であり、その原因は前述したとおりであるが、特にミニトマトの出荷等級(註6)をほかの農家と比べた

場合、さほどの有意差は認められなかった。しかし、イチゴの状況は違っていた。それはイチゴの出荷品種に大きな較差があったからである。その状況を表8に示した。

イチゴの等級は大きく秀（平均価格 560 円/パック）または優（平均価格 371 円/パック）（註7）に別れ、その価格差は 190 円にもものぼる。このような価格条件から言えば、農業経営者たるものはできるだけ秀等級を多く出荷する努力をしなければならない。表8から見とれるように、N氏の総出荷量は農家平均の半分にとどまっているだけではなく、秀等級の出荷割合は総出荷量の 56%にとどまり、これは農家平均より 40 ポイントも低いことであり、これがイチゴの所得水準を大きく悪化させた致命的な原因の一つである。等級自体にこのような格差があることはやはり出荷時の色合いと粒揃いに問題があることである。この原因はハウスの温度管理と湿度管理にあり、どちらか一方のコントロールに失敗すれば、イチゴ果実表面の光沢がなくなりざらついた感じになってしまうため、このような品物は秀等級として認められなくなる。この課題はN氏にとって極めて難しい課題として立ちはだかったことであり、これは1年や2年の経験で解決することで

表8 平成13年度イチゴ生産者品種別出荷比較

(単位：パック、%)

生産者番号	秀	優	秀+優	秀品比率
5	2823	6	2329	99.8
6	2301	468	2769	83.1
7	2430	365	2795	86.9
8	1770	110	1880	94.1
平均	2331	237	2443	95.4
新規就農予定者N氏	683	540	1223	55.8

(資料) 各農家の市場出荷資料より集計作成。

註1) イチゴの出荷品種は秀(1位)と優(2位)に別れ、さらに粒の大きさにあわせてパック詰めされる。そのサイズは16粒、20粒、24粒、30粒、36粒、42粒入りとなっている。

註2) 粒入りサイズ別価格順位は30粒、36粒、24粒、20粒、16粒、42粒入りである。

はないとベテラン農家が言う。

このように、N氏は農業経営の初期段階である総合的な農作業遂行能力を一応クリアできたとしても、市場状況をにらんだ生産物の出荷品質確保はクリアできていないことになる。したがって、農業経営の上位レベルに位置する種々の経営管理能力をいかにクリアするかということはN氏の今後の課題であると考えられよう。

5. むすび

このように、新規就農者の就農プロセス―就農過程と研修実態―を明らかにした。対象事例の現段階の故に、新規就農者としての定着の姿を確認することは出来なかったが、今後の追跡調査によってその就農プロセス問題を明らかにしていきたい。

上記の分析からわかるように、新規就農者予定者に対する地域（小平町）の対応は極めて迅速なものではあるが、新規就農者予定者が新規就農者として定着しようとする場合、必ずしも容易なものではない。事例分析を通して析出された問題事項は以下の通りである。

1. 就農先の確保に関し、農地と住宅をセットして確保し難いこと。本事例は平成 14 年度に新規就農したかったが、農地と住宅がセットしていないことから 3 年目の独立研修を続けざるを得なかった。
2. 新規就農予定者の能力開発に関して、一年目の見習研修と二年目の自立研修だけで、新規就農予定者は果たして独立した新規就農者となり得るのかという課題である。本事例から言えば、作物の単収が極めて低いことと品質の格差が極めて大きいことであり、いくらか所得を確保できたものの、それは夫婦二人で生活を補い、さらに借入れた制度資金を返却していける所得ではないことである。したがって、新規就農予定者にとっては農業技術（単収水準等）・経営管理能力（品質管理と販売戦略を含め）を習得しうるまでの十分な研修期間が必要である。

（註）

（註 1）農業後継者会議の委員は小平町のぞみの会、農協青年部、小平町 4 H クラブ、農協女性部、農協役員会、小平町農業委員会から推薦された者であり、協議会の主目的は農業後継者の花嫁確保対策だけであった。

（註 2）本文に指摘する「農業団体長会議」は従来の「農業団体長会議（町長・組合長・農業委員長・土地改良組合長）」とは別のものである。

（註 3）優遇措置は新規就農者となった場合のことであり、その内容は①農地賃借料の 2 分の 1 を 5 年間補助、② 3 年間の固定資産税免除、③借入れ農業制度資金利子の 2 分の 1 を 5 年間補助、④ 1 年限りの 120 万円経営自立安定補助金の支給、⑤居住地の修繕・改築に対する補助、⑥その他町長が認

めた場合の助成金である。

(註4) 単独優遇措置は新規就農者の研修期間中のものであり、年間一人当たり120万円(1世帯240万円)の研修手当を支給し、さらに冬期間の就労確保と町外研修出張手当を支給することとなっている。

(註5) 就農研修資金(15万円×24ヶ月×2人=720万円)と就農準備資金(200万円×2人=400万円)の合計は1,120万円、20年償還の9年据置で、1経営体当たり300万円の償還免除制度ありである。

(註6) ミニトマトの出荷は2L玉、L玉、M玉、S玉、2S玉という等級に分かれて出荷されるが、価格順位はM玉、L玉、2L玉、S玉、2S玉の順である。

(註7) 平均価格は9月から11月の間の市場出荷価格の平均値である。

参考文献

- [1] 岩片磯雄『農業経営通論』養賢堂，1965年6月
- [2] 松原茂昌編著「中山間地域農業の支援と政策」農林統計協会，2001年12月
- [3] 中嶋信・神田健策編『21世紀食料・農業市場の展望(講座今日の食料・農業市場V)』筑波書房，2001年6月
- [4] 新田義修・芦田敏文・木村篤・甫尔加甫・志賀永一「大規模稲作地帯における機械利用組合の機能と課題」『農経論叢』第57集，北海道大学農学部，2001年3月，pp.11-20
- [5] 甫尔加甫「中山間地帯における稲単作農業の展開に関する一考察」『農業経営研究』第25号，北海道大学農学部農業経営教室，1999年2月，pp.207-222
- [6] 甫尔加甫「近年における水田農業経営の展開動向に関する考察」農業経営研究第26号，北海道大学農学部農業経営教室，2000年2月 pp.203-214
- [7] 七戸長生『日本農業の経営問題—その現状と発展論理—』北海道大学図書刊行会発行，1988年2月
- [8] 柳村俊介研究代表「国際的にみた我が国農業の経営継承方式の特質と将来方向」平成12年度科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書(第1年次・課題番号12460101)，2001年3月